

ドイツの統一特許裁判所（UPC）協定承認法、大統領による署名を経て公布

2021年8月13日

JETRO ティュセルトール事務所

ドイツ連邦政府は、2021年8月12日、統一特許裁判所（UPC）協定承認法（UPC協定を批准する目的で2020年12月18日に採択された承認法）を、大統領による署名（認証）を経て、連邦法律公報にて公布した。

今後、ドイツがUPC協定の批准書を欧州連合（EU）理事会事務局に寄託すれば、ドイツによる批准は完了となる。

UPC協定は、本協定の署名が行われた年の前年に有効であった欧州特許の数が最も多い3つのEU加盟国を含む13か国が同協定を批准した後4か月目の月の初日に発効することになっている¹ところ、ドイツが批准すればUPC協定の発効の要件は満たされる、とされている（[2020年12月18日付欧州知的財産ニュース](#)等参照）。

UPC協定の発効に向けて、今回のドイツにおけるUPC協定承認法の大統領署名・公布は非常に重要なステップの一つである。

他方、依然として不透明な要素（英国のEU離脱による影響（例えば、①UPCの第一審裁判所の中央部の一つがロンドンに置かれることがUPC協定に規定されている²点の取扱い）、②暫定適用³期間のタイムライン及び詳細な計画、③ドイツによる批准完了（批准書のEU理事会事務局への寄託）の時期、等）がある（[2020年11月27日付欧州知的財産ニュース](#)等参照）ところ、更なる情報に注視していく必要がある。

上記①については、イタリアが2020年9月10日に、ロンドンに代わる新しいUPCの所在地としてミラノの立候補を提示する意図を表明⁴している。

上記②については、ドイツ連邦憲法裁判所がUPC協定承認法に対する2件の仮差止申請を却下した旨2021年7月9日に公表したことを受け、UPC準備委員会は「UPCプロジェクトが最終段階へ移行するためには、更に2つの署名国がUPC協定の暫定適用に関する議定書に拘束されることに同意する必要がある。暫定適用期間の開始及び実行のためのタイムライン及び詳細な計画は、追ってこのウェブサイトで公表される予定である。」等とし（[2021年7月9日付欧州知的財産ニュース](#)等参照）、欧州特許庁（EPO）は「単一特許制度を成功させるために自らの役割を果たす準備はできている。」等⁵としている。

¹ [UPC協定第89条\(1\)](#)

² [UPC協定第7条\(2\)](#)には、「中央部は、パリに所在し、その支部をロンドン及びミュンヘンに置く。」と規定されている。

³ [UPC協定の暫定適用に関する議定書 \(Protocol to the Agreement on a Unified Patent Court on provisional application\)](#) は、UPC協定の一部を早期に適用可能とするものであり、裁判官の採用やITシステムのテスト等の裁判所の実際の設置に関する最終的な決定事項を含む。また、暫定適用段階は、[オプトアウト \(UPC協定第83条\(3\)\)](#)に基づく（単一効特許ではない）欧州特許に対するUPCの専属管轄からの除外）要求の早期登録を可能とする（[サンライズ期間](#)）のためにも使用される。

⁴ イタリア外務・国際協力省の[2020年9月10日付プレスリリース](#)

⁵ EPOの[2021年7月13日付ニュースリリース](#)

上記③については、ドイツ連邦政府のこれまでの動きから、今後の大きな障害になるような遅れはないものと推測される。

参考：ドイツにおける UPC 協定関連法案に関するこれまでの主な経緯

- | | |
|-------------|---|
| 2017年3月9日 | ドイツ連邦議会（Bundestag）（下院に相当）は、UPC 協定関連法案を採択。 |
| 2017年3月31日 | ドイツ連邦参議院（Bundesrat）（上院に相当）は、UPC 協定関連法案を採択。 |
| 2020年3月20日 | ドイツ連邦憲法裁判所（BVerfG）は、UPC 協定への批准に係る法案を無効と判断（2 BvR 739/17：必要とされる 3 分の 2 以上の多数をもって採択されたものではないとの理由で無効と判断） |
| 2020年6月10日 | ドイツ連邦司法・消費者保護省は、UPC 協定への批准に係る法律の草案を公表（本草案は、議会が UPC 協定承認法を当該必要とされる 3 分の 2 以上の多数をもって採択することによって、この形式的な不備を是正することを提案）。 |
| 2020年9月28日 | ドイツ連邦議会（Bundestag）は、ドイツ連邦政府が UPC 協定への批准に係る法案を提出したことを公表。 |
| 2020年11月26日 | ドイツ連邦議会（Bundestag）は、UPC 協定への批准に係る法案を可決した旨を公表。 |
| 2020年12月18日 | ドイツ連邦参議院（Bundesrat）は、ドイツ連邦議会（Bundestag）に続き、UPC 協定への批准に係る法案を可決した旨を公表。 その後、UPC 協定承認法に対する 2 件の仮差止申請あり。 |
| 2021年7月9日 | ドイツ連邦憲法裁判所は、UPC 協定承認法に対する憲法異議は認められないと判断した旨を公表。 |

－ ドイツの連邦法律公報にて公布された UPC 協定承認法は、以下参照 －

[Gesetz zu dem Übereinkommen vom 19. Februar 2013 über ein Einheitliches Patentgericht](#) (ドイツ語)

－ 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所（UPC）協定承認法に対する憲法異議は認められないと判断（2021年7月9日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦参議院、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を可決（2020年12月18日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を可決（2020年11月27日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦政府、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を連邦議会に提出（2020年10月2日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦司法・消費者保護省、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法律の草案を公表（2020年6月12日）（PDF）](#)

- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所協定批准に係る法案を無効と判断（2020年3月20日）（PDF）](#)
- [英国公認特許代理人協会等、英国政府が欧州単一効特許・統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表（2020年3月1日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁及びEU加盟国の代表、単一特許パッケージの迅速な実施を求める（2020年1月13日）（PDF）](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所（UPC）協定を批准（2018年4月30日）（PDF）](#)
- [英国上院（貴族院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年12月15日）（PDF）](#)
- [英国下院（庶民院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院（貴族院）審議へ（2017年12月11日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、欧州単一特許ガイドを公表（2017年8月21日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所協定施行時期に関する見解を表明（2017年6月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産連盟（IP Federation）、欧州統一特許裁判所準備委員会に対して意見書を提出（2017年6月16日）（PDF）](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦参議院、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年4月3日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択、連邦参議院送付へ（2017年3月10日）（PDF）](#)
- [イタリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2017年2月13日）（PDF）](#)
- [オランダ、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年9月16日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国におけるEU離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)
- [ブルガリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年6月17日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、裁判手数料及び回収可能費用規則とガイドラインを採択（2016年3月1日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、調停規則を採択（2016年2月16日）（PDF）](#)
- [フィンランド、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年1月25日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の料金、更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択（2015年12月22日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択（2015年11月20日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択（2015年10月29日）（PDF）](#)

- [欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書に EU の 7 加盟国が署名 \(2015 年 10 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- [イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加 \(2015 年 9 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了 \(2015 年 8 月 23 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択 \(2015 年 6 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始 \(2015 年 5 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始 \(2015 年 3 月 31 日\) \(PDF\)](#)
- [ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表 \(2015 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表 \(2014 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)

(以上)